

# 全日本音楽教育研究会小学校部会規約（案）R050616 版

## 第1章 総 則

第1条 本会は、全日本音楽教育研究会（略称 全日音研） 小学校部会（略称 全日小音研）と称する。

第2条 本会の事務局は、部会長の依頼する学校に置く。

第3条 本会は、全国小学校音楽教育の振興ならびに会員相互の研修と親睦を図ることを目的にする。

## 第2章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア、小学校音楽教育に関する研究調査
- イ、研究会、講習会等の開催
- ウ、会員および研究団体相互の緊密な連絡、提携
- エ、その他本会の目的達成に必要と認めた事業

## 第3章 組織ならびに会員

第5条 本会は、全日音研各支部小学校部（以下支部と称する）および本会の趣旨に賛同する個人をもって構成する。

第6条 本会を構成する会員を、次の通りとする。

- ア、正会員 小学校の音楽教育に携わる都道府県の研究団体または個人
- イ、正会員については、細則で定める
- ウ、名誉会員 本会に特別功勞のあった者、および本会のために協力、助言できる立場にある者で、  
理事会が推薦した者
- エ、名誉会員については、細則で定める

## 第4章 機 関

第7条 本会に、次の機関を置く。

- ア、総 会
- イ、理 事 会
- ウ、常任理事会
- エ、役 員 会
- オ、支 部 長 会
- カ、事 務 局 会
- キ、各種委員会

## 第5章 総 会

第8条 総会は、本会の最高議決機関である。

2 総会は、予算、決算、役員、規約等、本会の重要事項に関して審議ならびに決定をする。

第9条 総会は、年1回開催する。ただし、部会長は、理事会の要請によって、臨時に総会を招集することができる。

2 総会の運営については、細則で定める。

## 第6章 理 事 会

第10条 理事は、各支部正会員の中から2名選出する。

なお必要に応じて、正会員の中から、部会長指名の理事を置くことができる。

第11条 理事の任期は、2ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、残留任期を補充する。

第12条 理事会は、各支部長、理事および役員をもって構成する。

2 名誉会員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 理事会は、本会の業務に関する議決機関である。

2 なお、部会長の判断によって理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

第14条 理事会は、部会長がこれを招集し、年1回開催する。ただし、常任理事会が必要と認めた場合は、

臨時に理事会を開くことができる。

2 理事会の運営については、細則で定める。

## 第7章 常任理事会

第15条 常任理事は、理事会の委任により部会長が、理事の中から委嘱する。

第16条 常任理事会は、常任理事および役員をもって構成する。

2 名誉会員は、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

第17条 常任理事会は、本会業務の企画および運営に関する執行機関である。

2 緊急な場合は、常任理事会の決定をもって理事会に代えることができる。ただし、その場合は、次回理事会に報告しなければならない。

第18条 常任理事会は、部会長がこれを招集し、每学期1回以上開催する。

2 常任理事会の運営については、細則で定める。

## 第8章 役員

第19条 本会に次の役員を置く。

ア、部会長 1名      イ、副部会長 若干名      ウ、理事長 1名  
エ、副理事長 若干名      オ、事務局長 1名      カ、事務局次長 若干名  
キ、事務局部長 各部1名      ク、監事 若干名

第20条 前条の役員は、正会員の中から、次の方法によって選出する。

ア、部会長は、常任理事会において推薦し、理事会および総会の承認を得るものとする。

イ、副部会長は、各地方区において推薦し、常任理事会の承認を得るものとする。

ウ、理事長および副理事長は、理事会において、理事の中より選出する。

エ、事務局長、事務局次長および事務局各部長は、常任理事会において、常任理事の中より選出する。

オ、監事は、常任理事会の推薦により、部会長が委嘱する。

第21条 役員の仕事は、次の通りとする。

ア、部会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。

イ、副部会長は、会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。

ウ、理事長は、理事会を代表し、理事会ならびに常任理事会の運営にあたる。

エ、副理事長は、会務の執行にあたる。

オ、事務局長は、会務の執行にあたる。

カ、事務局次長は、事務局長を補佐する。

キ、事務局部長は、所管の業務を執行する。

ク、監事は、経理および業務を監査する。

第22条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、残任期間を補充する。

第23条 役員会は、第19条の役員をもって構成し、必要に応じて部会長の諮問をうける。

2 役員選考については、細則で定める。

## 第9章 支部

第24条 本会の活動は、支部を基盤として推進する。

第25条 支部長は、各単位地区において選出する。

2 支部長は、本会の他の役員を兼ねることができる。

第26条 支部長は、各支部を代表し、全日小音研各地方区内との連絡、調整にあたる。

第27条 支部長会は、各支部長および役員をもって構成し、必要に応じて、部会長の諮問をうける。

第28条 本会は、地方区を定める。

2 地方区ならびにそれぞれの地方区に所属する支部は、細則に示す。

## 第10章 事務局

第29条 本会に事務局を設け、会務を執行する。

第30条 事務局には次の各部を置く。

ア、庶務部 イ、会計部 ウ、事業部 エ、広報部

2 事務局各部等の定数、ならびに業務執行内容については、細則で定める。

## 第11章 各種委員会

第31条 本会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

第32条 専門委員会は、常任理事会において委嘱された委員をもって構成し、委託された事項について処理する。

## 第12章 会議

第33条 すべての会議は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

## 第13章 経理

第34条 本会の経理は、支部会費をもってこれにあてる。

第35条 本会の支部会費は、全日音研の規定による。

第36条 本会の予算および決算は、総会において承認を受け、全日音研に報告しなければならない。

第37条 本会の会計年度は、毎月4月1日より、翌年3月31日までとする。

第38条 経理に関する規定については、細則で定める。

## 第14章 規約の変更

第39条 本会規約の変更は、総会の議決による。

第40条 本会に必要な細則は、常任理事会において定めることができる。

## 付 則

- 1 本規約は、昭和46年11月1日より施行する。
- 2 本規約一部改正 昭和54年7月31日
- 3 本規約一部改正 平成28年11月1日
- 4 本規約一部改正 平成30年11月8日
- 5 本規約一部改正 令和5年10月 日